

平成21年度公民館講座・教室受講生募集

高島市内の各公民館で、平成21年度の講座・教室の受講生を募集します。皆さんのお申し込みをお待ちしています。

お問い合わせは、各公民館へお願いします。

連絡先については、12ページをご覧ください。



地域	No.	教室名	活動紹介		備考	
マキノ公民館	1	もみじ学級	対象	高齢者	定員 50人	年会費 500円
			活動日等	6・8・10・12・2月 土曜日(5回)		
			活動時間	14:00~16:00		
	2	古文書・歴史講座	対象	一般成人	定員 15人	年会費 500円
			活動日等	5・6・7・8・10月 第4木曜日(5回)		
			活動時間	13:30~15:30		
	3	マキノ・スケッチ教室	対象	一般成人	定員 20人	年会費 500円
活動日等			5・6・7・8・9月 土曜日(5回)			
活動時間			13:30~15:30			
4	まちづくり講座	対象	一般成人	定員 20人	年会費 500円	
		活動日等	6・7・9・11・12月 日曜日(5回)			
		活動時間	14:00~16:00			
5	時事問題講座 (環境・年金・税金・防災・人権)	対象	一般成人	定員 20人	年会費 500円	
		活動日等	6・7・9・11・12月 水曜日(5回)			
		活動時間	10:00~12:00			
6	親爺の料理教室	対象	一般成人	定員 12人	年会費 500円 (材料費自己負担 1,000円)	
		活動日等	5・6・7・9・10月 第3水曜日(5回)			
		活動時間	10:00~12:00			
7	生け花教室	対象	一般成人	定員 15人	年会費 500円 (材料費自己負担)	
		活動日等	6・7・9・11・2月 火曜日(5回)			
		活動時間	14:00~16:00			
今津公民館	8	ふるさと自然観察会	対象	一般成人	定員 22人	年会費 1,000円
			活動日等	5/26・6/23・7/16・9/18 10/20・11/18・3/23 (7回)		
			活動時間	8:40~12:00		
	9	料理教室	対象	一般成人	定員 15人	年会費 500円 (材料費自己負担)
			活動日等	6・7・8・9・10月の第1土曜日(5回)		
			活動時間	9:30~13:00		
	10	手づくり体験教室	対象	一般成人	定員 15人	年会費 1,000円 (材料費自己負担)
			活動日等	6・7・8・9・10・11・12月の第3金曜日(7回)		
			活動時間	13:30~16:30		
	11	英会話教室	対象	一般成人	定員 15人	年会費 1,000円
			活動日等	6月~11月の第2・第4土曜日 12月は第1・第3土曜日(14回)		
			活動時間	10:00~12:00		
12	手づくりパン教室 (初めてコース)	対象	一般成人女性	定員 15人	年会費 500円 (材料費自己負担)	
		活動日等	6・7・8・10・11月の第2水曜日(5回)			
		活動時間	9:30~13:00			



高橋一平選手(安曇川高) 国内高校生記録更新!

3月8日(日)に茨城県石岡市で開催された「全日本ジュニアウエイトリフティング選手権大会」で、高橋一平選手(安曇川高校3年)が、105キロ級の国内高校生記録を更新しました。

高橋選手は、バーベルを肩まで持ち上げてから頭上に上げるクリーン&ジャークで、自己記録を13キロ上回る176キロを持ち上げ、高校生記録を1キロ更新。選抜、インターハイ、国体の3冠に加え、高校生活の集大成として国内高校生記録の更新という栄冠を手にしました。

【105キロ級 記録】.....準優勝

スナッチ	124キロ
クリーン&ジャーク	176キロ(国内高校生新記録)
合計	300キロ

(市民スポーツ課)

平成21年度高島市保育園保育料が決まりました

平成21年度保育園保育料を、次表のとおり決定しました。

高島市の保育園保育料は、現在、国の基準額のおおむね50%に引き下げています。平成21年度もこの額を据え置き、子育てに奮闘されている皆さんを支援し、未来を担う子どもたちを地域の皆さんと一体となって育てていくために、県内で最も低い基準を維持します。

また、保育園や幼稚園などに通園している子どもが一世帯2人以上いる場合、3人目以降を10分の1に減額していた保育料を、平成21年度からは無料とし、子育て家庭をより一層支援します。

保育園の適正な運営ため、保育料の納め忘れのないよう保護者の皆さんのご理解、ご協力をお願いします。

園子ども家庭総務課 ☎(25)8136

平成21年度高島市保育園保育料

入園児童の属する世帯の階層区分		月額保育料					
階層区分	定義	3歳未満児の場合			3歳以上児の場合		
		国の基準 A	市保育料 B	軽減額 (市負担分) C=A-B	国の基準 D	市保育料 E	軽減額 (市負担分) F=D-E
第1階層	生活保護法による被保護世帯等	0円	0円	0円	0円	0円	0円
第2階層	所得税非課税世帯であって、前年度の市民税非課税世帯	9,000円	4,500円	4,500円	6,000円	3,000円	3,000円
第3階層	市民税の区分が次に該当する世帯	19,500円	9,800円	9,700円	16,500円	8,300円	8,200円
第4階層	40,000円未満	30,000円	16,000円	14,000円	27,000円	14,600円	12,400円
第5階層	所得税課税世帯であって、所得額の40,000円以上103,000円未満	44,500円	26,000円	18,500円	41,500円	20,300円	21,200円
第6階層	103,000円以上413,000円未満	61,000円	34,900円	26,100円	58,000円	23,900円	34,100円
第7階層	413,000円以上	80,000円	40,000円	40,000円	77,000円	26,000円	51,000円

○母子・父子世帯および在宅障害児(者)のいる世帯等で、第2、第3階層に属する場合は、保育料は下記のとおりとなります

世帯の階層区分	月額保育料					
	3歳未満児の場合			3歳以上児の場合		
	国の基準 A	市保育料 B	軽減額 (市負担分) C=A-B	国の基準 D	市保育料 E	軽減額 (市負担分) F=D-E
第2階層	0円	3,000円	▲3,000円	0円	2,000円	▲2,000円
第3階層	18,500円	7,700円	10,800円	15,500円	6,400円	9,100円